

令和7年度 「就学援助制度」のお知らせ

# 入学準備に必要な費用を援助します

「就学援助制度」とは、国公立の小中学校に在籍している児童・生徒の保護者で経済的にお困りの方に対し、学用品費や校外活動費などの援助を行う制度です。（収入などの要件有り）

※私立小学校へ進学される方は対象外となります。受給後に私立校への入学が判明した場合は返還が必要です。

小金井市では、就学援助費のうち、新小学1年生対象の入学時学用品費（57,060円）の支給について、小学校入学前に申請を受け付け、令和8年3月に支給を行います。（認定の算定基準となる世帯総収入は令和6年中のものとします）

※申請期限までに、就学先が未定の方につきましては、小学校入学後に受け付け開始となる令和8年度就学援助費受給申請書を令和8年4月にご提出いただき、認定となれば同年7月以降に入学時学用品費を含む就学援助費の支給を行います。（ただし、認定の算定基準となる世帯総収入は令和7年中のものとします）

**対象となる世帯** 次の（1）～（4）のすべてに該当する世帯のみ対象です。

- （1）令和8年4月に国公立小学校の小学1年生になるお子様がいる世帯
- （2）裏面に記載する1～9の要件のいずれか1つに該当する世帯
- （3）保護者が小金井市に在住し、住民登録があること（令和8年2月1日時点で判定）
- （4）生活保護を受給していない世帯

※生活保護受給世帯については、今回の「入学時学用品費」は保護費と合わせて支給されますので申請は不要です。他の就学援助費の受給については申請が必要となりますので、入学後に就学援助費の申請を忘れずに行ってください。

**支給金額** 57,060円（新小学1年生1人につき）

**支給時期** 令和8年3月中旬予定 ※結果通知は令和8年2月下旬以降発送

**申請期限・申請方法**

- 【提出書類】（1）「令和7年度 就学援助費受給申請書」  
（2）その他必要な書類（裏面でご確認ください。）



【申請期限】令和8年1月30日（金曜日）午後5時必着

【申請方法】郵送提出：〒184-8504  
小金井市前原町3丁目41番15号 学務課 就学援助担当宛

直接提出：小金井市役所 第二庁舎7階 学務課

※就学時健康診断の会場及び学校では受付できませんのでご注意ください。

※平日8時30分～17時（土日祝日、年末年始休業日除く）

**注意事項【必ずお読みください！】**

- （1）今回の受付は、新小学校1年生対象の入学時学用品費（57,060円）についてのみの申請となります。他の学用品費・校外活動費などの就学援助費や、在学中の兄姉についての就学援助費については、**令和8年4月以降に改めて申請をする必要があります。**
- （2）**特別支援学校へ入学される方…東京都の就学奨励事業**（当制度と同様の援助事業）を申請している場合、当制度においては重複して受給することができないため**支給対象外**となります。就学奨励事業における援助内容、申請時期等については入学先の学校にお問い合わせください。

〈提出先・問合せ〉

小金井市教育委員会 学務課 就学援助担当 電話：（042）387-9874